



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アメリカ合衆国における政教分離の原則（2）
Author(s)	熊本, 信夫; KUMAMOTO, Nobuo
Citation	北大法学論集, 15(4), 85-117
Issue Date	1965-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16055
Type	departmental bulletin paper
File Information	15(4)_p85-117.pdf



資料

アメリカ合衆国における政教分離の原則 (二)

熊本信夫

目次

序	第二章 憲法第六條三項と修正第一條の制定
第一章 植民地時代	第三節 憲法第六條三項と修正第一條制定以後の状況(以上本号)
第一節 教会と植民地における政治の結合	第四節 修正第一條の解釈
第二節 教会と植民地における政治の分離	第五節 修正第一四條の成立と州への適用
第三節 宗教的寛容と政教分離の原因(以上本誌一五卷三号)	第三章 物質的援助の問題
第二章 修正第一條	第四章 宗教教育および宗教的儀式に対する援助の問題
第一節 修正第一條制定以前の状況	結 び

第二章 修正第一条

第一節 修正第一条制定以前の状況

一、すでに第一章に記述したように、植民地時代における政教分離および、信教の自由の運動は、キリスト教の、特定の公認された教派と、植民地政府との結びつきにおいて問題とされて来た。

これに対し、連合規約(一七八一年)、アメリカ合衆国憲法(一七八七年)の制定を経て、権利宣言(一七九一年)により、合衆国民の基本的権利が保障された建国時代には事情が異なっている。すなわち、この時代以降の政教分離の問題は、合衆国政府の成立により合衆国政府との関係で論じられるばかりではなく、特定の教派から離れて、キリスト教との関係で論じられるに至る。つまり、植民地時代が、キリスト教の教派と植民地政府の関係でとらえられるのに対し、建国時代にはキリスト教と合衆国政府の関係でとらえられると云うことが出来よう。そこで第二章では、憲法六条三項(一七八七年)修正第一条(一七九一年)の制定を境として制定の前後の状況および慣行の形成を合衆国政府との関係で取りあげる。

二、議会における祈禱の決定、付属牧師の任用

合衆国議会における祈禱の起源は、大陸会議 (the Continental Congress) にはじまる。

まず大陸会議では、その第一会期の開会の際の祈禱をする提案が行われる。すなわち一七七四年九月六日火曜日、すなわち会期の第二日、以下のことが決議された。

明朝九時、カーペンター・ホールにおいて、「ジャコブ・ドゥシェイ⁽²⁵⁾師により、祈禱をもって会議が開会されるべきことを決議する」

この決議はサミュエル・アダムス (1722—1803)、トマス・カッティング (1729—88) により提案された。彼らは共にマサチューセッツの代表者であった。

組合教会派教徒のサミュエル・アダムスはこの三日後に、次のように語っている。

「我々の親友の多くがイギリス教会 (Church of England) の教員であるので、私は、儀式が同教派の牧師によって執り行われるべきであるという動議を提出することが賢明であると考えた。」

祈禱者についての動議は実際はトマス・カッティングが提出した

が、これはジョン・シモン (John Jay, 1745-1829)、ジョン・ラ
ーナンジ (John Rutledge, 1739-1800) の反対を受けた。その理由
は、議会には宗教感情に関するさまざまな見解があり、たとえ
ば、監督派教徒 (Episcopalians)、クエーカー教徒、再浸礼派教徒
(Anabaptists)、長老派教徒 (Presbyterians) として組教会派教徒
(Congregationalists) があり、従って同じ形式の礼拝に参加するこ
とができないとするものであった。そこでサミュエル・アダムス
は立って、敬虔と徳を備えた人からの祈禱を受けることは、何人
もできないのである、と主張し、この儀式の主宰者としてドッシェ
イを指名した。この動議は議会多数の賛成を受けて認められるこ
ととなった。⁽⁶⁾ サミュエル・アダムスは他方、一七八八年、マサチ
ューセツ議会在が連邦憲法を批准するために開かれたときにも同
様な型の儀式を同議会に提案している。

この議決に基づき九月七日の開会式において、次のような短禱
詞が読まれた。これは、「朝の祈禱」(Morning Prayer) として
数百年来用いられて来ていたものであった。すなわち、

「神よ、我と相競うものに対し、我が立場を擁護し給え、ま
た、我に敵対するものに対し、戦い給え。」

[Plead thou my cause, O Lord, with them that strive with

me, and fight thou against them that fight against me.)
とするものであった。

この開会式の祈禱の後、議会は、当日の儀式の主宰者に対して
感謝の意を示す表決 (a vote of thanks) を行つた。⁽⁷⁾

一七七六年七月九日には、右の祈禱の主宰者たるドッシェイは
議会において議会付属の牧師に選ばれ年額一五〇ドルの俸給を受
けた。彼は任にとどまることわずかにして辞任した。しかしその
後、監督派、長老派の二人の牧師が選任され、彼の後を継承し
た。すなわちウィリアム・ホワイト (William White, 1748-1838)
ジョージ・ダッフィールド (George Duffield, 1732-90) であらう。
前者は、合衆国における新教監督派教会 (Protestant Episcopal
Church) 設立の指導者の一人であり、後者はフィラデルフィア長
老派教会の教区長であった。

初期の議会付属牧師の役割は毎会期における一定の祈禱の儀式
を取り行なうだけではなく、説教をし、死去した議員の葬儀を取
り行ない、また自己の卑賤を内省する日 (a day of humiliations)
感謝の日の儀式を執行し、国家の祝典 (patriotic celebrations) を
行うにあたって、それらを執行し、アメリカ版の聖書 (American
Bible) の準備及び刊行を監督した。

料 さて、大陸会議は植民地連合 (Colonial union) の精神的基礎

の強化を目的として、最初の感謝祭を行うため、これに先立って、「断食日の宣言」(the fast-day proclamations) を発した。

この断食日は各教派の教義に従って、それぞれの説く方式によって断食日をすごすことを意味したものである。この宣言は四つある。これらのうち、最も重要と思われるものは一七七五年七月一二日に発せられたもので、後の合衆国を形成した一三州における最初の断食日の宣言であった。これは前段にイギリス本国によって与えられた困難と、両国間に横たわる危機について述べ、更に次のように続けられた。すなわち、

「……………従って、この議会は現在の(我々植民地住民の)危急に際し、困難に遭遇しているこれら植民地の状態にかんがみ翌七月一三日木曜日が、この大陸のすべてのイギリス植民地の住民によって、全住民の自己の卑賤を内省する日 (a day of publick humiliation) と断食と祈りの日として、遵守されるべきことを心から望むものである。すなわち、我らは一心同体となり、我らの多くの罪を共に告白し、悔い改め、我らの一致した公けの祈禱を、全智全能の恵み深きあらゆることからの支配者 (the Disposer of all events) に対し捧げるものである。……」

この宣言が発せられた背後には、同年四月一八日の、イギリス

正規兵とマサチューセッツ民兵との間の、レキシントンおよびコンコードの衝突にはじまる革命戦争の危機感が、国民全体に浸透し、議会はこの空気を反映していた点を見落すことはできない。

レキシントンの衝突が始まる革命戦争は同年五月フィラデルフィアで開かれた第二回大陸会議によって指導されたのであるが、同年秋には植民地の国王政府は崩壊し、各植民地の指導権は協議会および革命政府が握ることとなった。七六年一月にはトマス・ペインの「コモン・センス」が出版され、植民地の世論を植民地独立の方向へと導き、七月四日には「独立宣言」の公布をみるに至る。このような状況の下において翌一七七七年一月一日に第二の宣言書が発せられる。これによれば、

「……………また、我々の譲ることの出来ない権利と自由の防衛と確立のための、正当なそして不可欠の戦争の遂行の際に、(神は筆者、以下同じ)我々に恵みを与え給う……………が故に……………」

これら結合した州の立法府と行政府に対し、翌二月一八日木曜日を(神に対する)神聖な感謝と(神の)称讃のための日とすることを提議する。……………」

とした。

これは最初の国家の感謝祭の宣言と考えられる。⁽⁵⁾

後に連邦議会は一七八二年一月二八日、この日を革命戦争におけるアメリカ軍の勝利を感謝する日と定める宣言を発し、各州の当局者がそれを遵守するよう要求した。

同議会は更に、一七八三年二月一日を、イギリスとの平和条約を締結した感謝の日として定めた。(後に、大統領ワシントンは一七八九年一月二六日を連邦憲法制定の感謝の日と定めた)
 第三節二参照)

さて、一七八七年六月二八日、連邦議会において、議会における祈禱の問題が討議された。そこでは宗教に対し懐疑的見解を持ち、議会における祈禱に対し賛意を示さない者に対し、以下のよ
 うな議論が展開されている。すなわち、

「……………イギリスとの戦争の当初において、我々が危機にさらされていた際に、我らは神の保護を求めて、この議会で毎日祈っていた。議長、我らの祈りは恵み深くも聞きとどけられ、応えられたのである。戦闘に従事した我らすべては、我らに恵みを与え給うた「支配者」の摂理の例示を認めなければならぬのである。我らは未来の国家の繁栄を樹立する方法につき、平和のうちに協議する機会をここに恵まれ、これを神の摂理に負うているのである。しかるに、我々は今や、あの限りなき

能力を持つ「友」を忘れてしまったのであるか？ あるいはまた我らは、もはや「彼」の援助を必要としないと考えるのであるか？ 議長、私は今日までの生涯を通じて、神が人間のことがらを支配するということの真実についての証明を、なお確信するものであり、……それ故に私は、今後我らが議事に入る前に毎朝この議会において、天の加護を求める祈禱と我らの討議に対する祈禱が行われるべきこと、およびこの都市の聖職者の一もしくは二以上のものがその儀式を執行するよう定められるべきことを動議として提出する。……………」

これに対して、ハミルトン等、数人のものが反対した。その理由は、このような決議は議会の初期の時代には適当であるにしても、すでに現在では、これに不賛成の立場の非難を生じさせ、このため国民が、議会は内部での混乱と対立を調整するためかような方法をとっていると信じていることとなる、とするものであった。

これに対して、先の議論に賛意を示していたシャーマン等が、過去におけるこのような神に対する義務の懈怠は将来における義務の懈怠を正当化しうるものではなく、このような提案の拒否はむしろ議会の不快な混乱を現わす結果となる、とする反論を述べた。

ランドルフは議会がこのような祈禱を行うことに賛成する立場

料から、儀式の執行の方法についての提案をした。これによると独立記念日の七月四日、議会の要求により説教が行われ、この時以後、議会において毎朝祈禱がなされるべきであるとするものであった。この方法についての提案には賛成もみられたが、議会は休会に入り、結局投票を行うに至らなかった。

このような賛否両論の展開を経て、合衆国議会は、一七八九年、大陸会議において用いられていた議会開会の祈禱の慣行を引き継ぐこととなった。

すなわち、同年四月七日、上院は議会付属牧師の選任の方法について審議をするための委員会を設け、同委員会は下院の同目的のために設けられた委員会と協議することとなった。この合同委員会の報告書は同年四月一五日、両院によって承認された。それは次のようなものである。

「異なる教派の、二人の議会付属牧師が今会期のために議会により任命されるべきである。上院がまず一人を任命し、それについて下院に通知し、そこで下院は他の一人を任命する。議会付属牧師はそれぞれ任命された院において儀式を執り行なうものとする。ただし、一週ごとに交代するものとする。」⁽⁷⁾

この合同委員会は六人の委員から成り、このうち三人、すなわ

ち、エルズワース (Ellsworth)、マディソン (Madison)、シャーマン (Sherman) は合衆国憲法の原案を作成した憲法会議の議員であった。彼らのうち、マディソンは、この一七八九年の、議会付属牧師の制度を審議した委員会でのこの制度を支持したが、後年彼は考え方を変えた。彼の晩年について書かれた「捉われない覚え書」(Detached Memoranda) では彼はこの制度にはつきりと反対するに至った。彼は、議会付属牧師の給与が国家 (the nation) によって支払われるという事実⁽⁸⁾に次のような疑問を提起した。すなわち、このことは連邦憲法の権利宣言 (the Bill of Rights) に言う国教樹立の禁止の原則に触れなかったかどうか、またローマ・カトリックやクエーカーのような教派が、議会付属牧師の地位に選任され得なかったことから、投票によって決定されるとする牧師についての規定が、合衆国市民の基本的権利に対する明らかな侵害とならなかったかどうか、また、この事実⁽⁸⁾は少数者に対して不公平とならなかったかどうか、を疑問とした。

さて、合同委員会の決定に基づき、上院はニュー・ヨークの監⁽⁹⁾督派教会司教サミュエル・プロヴォスト (the Right Reverend Samuel Provost, 1742-1815) を四月二十五日に指名し、下院は長老派のウィリアム・リン (the Reverend William Linn, 1752-1808)

を議会付属牧師として選任した。同年九月二二日には議会は議会付属牧師の給与を年額五〇〇ドルと定め、その地位を正式に定めることとなった。

三、国家の表章と標語の決定

一七七六年七月四日、大陸会議は、ベンジャミン・フランクリン、ジョン・アダムズ、トマス・ジェファソンを「アメリカ合衆国表章 (Seal) の図案準備委員」に任命した。⁽⁹⁾ この委員会はシャーマン (Roger Sherman)、リヴィングストン (Robert Livingston) を別にすると「独立宣言」起草した委員会と同メンバーであった。委員会はある特定の家、または王家の紋章を合衆国の表章として採用することはできなかったため、合衆国の繁栄と運命を意味する図案作製を目標に協議を進めた。⁽¹⁰⁾

この委員会に出された案は三つある。まず第一案はフランクリンのものである。彼の案はモーゼが杖を振り上げ紅海を分け、エジプト王ファロー (Pharaoh) がその海水によって圧倒されている図を示し、「圧政者に対する反抗は神に対する服従である」 (Rebellion to tyrants is obedience to God) とする標語を付したものであった。また、第二案はジェファソンのものである。彼の案は「日中は雲によって導かれ、夜は火の柱によって導かれ

た」 (led by a cloud by day and a pillar of fire by night) 荒野の、イスラエルの民の図であった。彼の案は、合衆国を神の導きにより、乳と蜜のあふれる地上の楽園とすることを意図していたことを示している。第三案はアダムズのものである。彼は徳 (Virtue) によって導かれたギリシャの神ハーキュリーズ (Hercules) がけわしい困難を意味する巖々たる山岳を登る図を提案した。第一、第二案はキリスト教と第三案はギリシャ神話に深い結びつきを有するものである。委員会はこれらのうち、第二案を基本とした図を一方の側に、また他方の側にはイングランド、スコットランド、アイルランド、フランス、ドイツ、オランダ各国、すなわち、合衆国を形成した人々がこれらの国から移住したのであるがこれらの国を表示する諸種の表章と、擁護者としての自由と正義の女神のある図を報告した。

また、委員会はこれらのほかに、「神の目が三角形の中にあり神の栄光がその周辺から光り、この表章から更に周辺に拡がり、表章上の文字を越えて光り輝く」 (The Eye of Providence in a radiant Triangle whose Glory extends from the Shield and beyond the Figures) 図と、標語として「多くのものから一つのものと成る」 (E Pluribus Unum; Out of many, one, referring

料
資
to the union of the states) とするものと報告した。この委員会の報告のうち最終的に承認を受けたのは、右の「神の目」の図案と標語の二つであった。

この委員会の報告した標語は特に宗教的意味を持つものではなく、異なる州の国家的結合と、各州の住民の精神的結合を意味するものと考えられた。しかし、一七八二年六月二〇日この表章が承認を受ける際、次のような説明がつけ加えられた。すなわち、

「(表章の国案の中の || 筆者以下同じ) ビラミッドは強力 (Strength) と持統 (Duration) を示すものである。すなわち、ビラミッドの (上部の三角形の中にある神の) 目と標語は、アメリカを擁護するための (神の) 摂理による、多くの導きを暗示するものである。」

また、この表章の上部には「神は我らの事業に好意を示せり」(Annuit Coepis) とする神の加護を示す言葉を置いた。この「神の目」の図と、この神の加護を示す言葉を表章の中に採用したことは、当時の国民の、神との結びつきにおいて合衆国が形成されるとする意向を、反映したものと見えようか。

他方同六月二〇日には、議会はウィリアム・バートン (William Barton) の案出した次のような図をも合衆国の大表章 (The Great

Seal of the United States) として承認した。すなわち、この図は、標語の「E Pluribus Unum」を表示したリボンを口にくわえ羽をひろげたアメリカの秃鷹が、その両足の爪に武力の矢と、平和のオリーブの枝を握り、その胸に横に一二本の線を入れその下に縦に一二条の縞を入れた楯を置く図であった。⁽¹⁾ 今日、合衆国の大表章として、右の秃鷹の国と前述したビラミッド上の「神の目」の図が採用されている。

今日我々は、大表章の「神の目」の図を一ドル紙幣裏面にみるこゝとが出来た。この場合、「神の目」の図は、一三州を意味する一三層の積み重ねからなるビラミッドの上部の三角形に、「神の目」を置き、「その周辺から神の栄光が輝き、擁護者たる神の存在を象徴する栄光の雲が頂上をおおい」、表章の上に、「神は我らの事業に好意を示せり」(Annuit Coepis) 下部に「人間の新しい秩序」(Novus Ordo Seclorum) とする言葉を置くものである。

また、合衆国貨幣表面の「神をこそ我らは信頼す」(In God We Trust) とする銘句は、一八六四年四月二二日に二セント貨幣にはじめて現われた。この時議会は、この使用を定める法令を制定し、この時以後、他の貨幣についても使用を認め、⁽²⁾ 一九五六年

七月三〇日、この銘句は國家の標語となつた。⁽¹²⁾

合衆國の大表章が神との結びつきを象徴するものとして定められたと同様な傾向は南部一一州のアメリカ連合 (the Confederate States of America) の標語、および各州の標語にもみられる。すなわち、一八六三年四月三〇日、右のアメリカ連合議會は標語として「神は護り給えり」(*Deo Vindeat*) を定め、各州は次のような標語を定めている。たとえば、最初の州として組織されたヴァージニア州では「神は我々にこの安樂を作れり」(*Dues nobis haec otia fecit*) が標語として考えられ、後に「專制者には常にかくのごとく(あれ)」(*Sic Semper Tyrannis*) に置きかえられた。これに対し以下の州では神の導きあるいは神に対する言及をしているのが注目される。すなわち、

アリゾナ州は「神は繁榮させ給う」(*Dilat Deus; God enriches*)

コロラド州は「神意に於るにありてはは何事も能はず」(*Nil sine numine; Nothing without God*)

コネティカット州は「移植したる者が維持する」(*Oui transmittit Susfinet; He who has brought over sustains*)

フロリダ州は「神をこそ我らは信頼す」(*In God We Trust*)
メリーランド州は「汝(神)の善意の楯をもちて、汝は我ら

を阻絶せり」(*Scuto Bonae Voluntatis Tuae Coronasti Nos; With the shield of thy good-will hast thou encompassed us*)
サウス・ダコタ州は「神の下に人民が支配す」(*Under God the People Rule*)⁽¹³⁾

このような神および神の導きを求めた標語の中に、初期の合衆国および各州における宗教的性格を読みとることが可能である。

四、聖書に関する議会の決議

一七七七年九月一日、連合政府は、アメリカ大陸における聖書が不足している状況に鑑み、通商に関する委員会に対し、聖書一萬部を輸入する提案を議會に提出するよう求めた。この聖書輸入の提案は、初期の植民地における聖書印刷の費用を節約するためにとられたものであった。

この提案はバルティモアの第一長老派教会の教区長であったアリソン (Dr. Patrick Allison, 1740-1802) からの請願に基づいたものであった。

この提案に対してニュー・ハンプシャー、マサチューセッツ、ロード・アイランド、コネティカット、ニュー・ジャージー、ペンシルヴァニア、ジョージアが賛成票を投じ、ニュー・ヨーク、デラウェア、メリーランド、ヴァージニア、ノース・カロライ

料 ナ、サウス・カロライナが反対票を投じた。結局七対六でこの動

議は承認された。

資 更に、一七八〇年には聖書の需要が満たされなかったため、新

・旧約聖書の合衆国版を印刷することとなった。その際、各州はこれらの聖書が正確に印刷されるように、立法により、印刷者を指導および規制する義務がある旨の勧告を受けた。この勧告は議会の決議によった。⁽¹⁶⁾

これに先立ち、一七七七年フィラデルフィアの愛国的な印刷者であり、長老派教会の長老であるエイトケン (Robert Aitken, 1734-1802) は新訳聖書を印刷した。彼は一七八一年に、議会に対し政府がアメリカ版の聖書出版に対する精神的、経済的な支持を与えるよう要請した。この時までにアメリカで出版された聖書は、一六六三年、ジョン・エリオットのインディアンのためのアルゴンキン語の聖書、一七四三年から七六年にかけてクリストファー・ソイアー (Christopher Sauer) と同名の息子によるペンシルヴァニア、ジャーマンタウン (Germanstown) でのドイツ語版の聖書が存在したにとどまる。彼は議会による援助を要請しつつ聖書出版を続けた。これに対し、議会は彼の刊行になる聖書の出版を推薦する決議を行ない、彼の事業を支持した。この決議は次

のようなものである。すなわち、

「アメリカ合衆国議会はエイトケン氏の、この国における学芸の発展の場合の他の例と同様に、宗教に貢献するものとしての敬虔な、称讃に値する事業を認める。また、彼ら (エイトケンの請願に関する委員会の委員を指す || 筆者註) が彼の事業の執行にあつての注意と正確さの報告に満足し、合衆国の住民に対し、この版の聖書を推奨した。そこで議会は、彼に対し彼が適当であると考える方法でこの推奨状を公けにすることを承認する。」

このような議決を得た彼は、聖書の表紙裏に政府の認定 (Government approval) を示す表示をした。⁽¹⁶⁾ 議会は右のような議決をすることににより彼の事業を支持したが、これに対し財政的援助は与えなかつた。⁽¹⁷⁾

五、一七八一年連合規約

アメリカ植民地相互の間に連合をはかろうとする試みは、一六四三年のニュー・イングランド連合、一七五四年のオルバニー・プラン、一七七四年のギャロウェイ・プランにみられる。しかし、これらがいずれも成立しない間に独立戦争が開始された。大陸会議は一七七六年六月一日植民地の連合規約起草委員会を設けた。この委員会においてディッキンソン (John Dickinson) が

規約原案を起草した。この原案は一七七七年十一月二十五日議会上において承認され、一七八一年三月一日メリーランドの批准によって効力を発生するに至った。⁽¹⁸⁾ この規約の成立によって各植民地連合はアメリカ合衆国 (The United States of America) の名称を用い (第一条)、各邦に対して市民の諸種の自由の確保を義務づけた。すなわち、その第三条は、

「上記諸邦は、本規約によって、共同の防衛、自由の確保、相互かつ全体の福祉のために、互に堅き友好の連盟を結び、諸邦または諸邦のいづれかに対して加えられるあらゆる圧力、または攻撃に対し、その理由が宗教、主権、貿易あるいは他のいかなるものであるにしても、相互に結合して援助する。」⁽¹⁹⁾

とするものである。

この三条の規定するところにより、宗教を理由として加えられるあらゆる、圧力、攻撃に対し、結合して援助するとする盟約が植民地各邦間に成立したわけであり、このことは、この結合の主たる目的がイギリスに対する関係においてとらえられるものであるとしても、国内的には、信教の自由の問題は各邦固有の方法が維持、確保されたことを意味する。

このことは二つのことを意味する。一つは、たとえばロード・

アイランドにおけるような、信教の自由をすでに確保する邦においては、その自由を維持することが植民地各邦間に、ここにあらためて確認されたことである。他の一つは、たとえばマサチューセッツにおける組合教会主義におけるように、いぜんとして公認の教派を有する邦においては、その公認の教派を維持し続けることが植民地各邦間に確認された、と解される可能性を、残したことである。以上の二つの意味は、規約の第二条によって強く裏づけられることとなる。すなわち、規約第二条は、

「各邦はその主権、自由、独立、および本規約の明文によって連合会議に委任されざるすべての権能、および管轄権を保有する。」

と規定し、連邦会議による干渉を出来るかぎり避ける方向を示した。従って第二条は、各邦の公認の教派の維持、発展を望む者、および信教の自由の確保、維持を望む者を共に支持する役割を有した。⁽²⁰⁾

しかし、このような二つの解釈を許容した連合規約の下で、議会は信教の自由を植民地連合の方針として示す態度を明らかにした。すなわち、一七八七年の「北西部条約」前文では、

「本共和国ならびにその法律および憲法の基礎をなす市民的

および宗教的自由の根本原則を拡充するため、本領地内に今後恒久的に設定されるべきあらゆる法律、憲法、および政治組織の基礎としてこれらの原則を確立し、かつ設定し………連合会議は次の如く定めかつ宣言する。」(傍点筆者)

とし、第一条に

「前記領地内において、平和と秩序をみださないかぎり、何人もその信仰の形式、宗教的感情の故に、迫害されることはない。」(傍点筆者)

と定め、連邦会議の信教の自由に対する態度を明らかにした。

この連邦会議時代における信教の自由は、次第に一般化したところあり、他の教派による儀式に参加する現象もみられ、教派間の差異が大きな問題とはならない状況が次第に形成されるに至る。⁽²³⁾

- (1) Rev. Jacob Duché, (1737-98) / 彼は Dushay と誤記されていた。彼はアメリカにおいてユグノー教徒 (Hugenot) の家に生まれ、フィラデルフィア大学 (College of Philadelphia) 後にペンシルヴァニア大学 (University of Pennsylvania) を終え、ケンブリッジに学び、英国において聖職者となった。開会式の祈禱者選ばれた時には彼はフィラデルフィアのキリスト教会 (Christ Church) の教区長であった。
- (2) Journal of the Continental Congress, I, 26, Anson

Stokes, op. cit. Church and State in the United States vol. I, p. 448.

- (3) Ibid, p. 449.

(4) すなわち、「議会は、神聖な儀式と卓越した祈禱を準備し執行した功績により、その構成者であり執行者たるドゥンヒイ氏に対し、カッシング氏、ワード氏により、議会の謝意を表すべきことを決議する」を示すものである。Journal of the Continental Congress, I, 27, quoted by ibid, p. 450.

- (5) いわゆる感謝祭として植民地初期の「収穫祭を意味するのはリンカーンが一八六三年一月二十六日を「宇宙の恵み深き創造者、支配者」としての神に対する感謝の日として定めて以降である。Stokes, op. cit. p. 453.

- (6) この議論は一七八七年六月の連邦会議においてメンシャイン・フランクリンによって出された提案についての「マディソンの覚え書 (Madison's "Notes")」に基づくものである。Max Farrand, Records of the Federal Convention of 1787, I, 450-452, quoted by ibid, pp. 454, 455.

- (7) Annals of Congress Ist Cong, I, 19, quoted by ibid, p. 456.
- (8) J. M. O'Neil, Religion and Education under the Constitution (1949), p. 106, quoted by ibid, p. 456.

- (9) Almanac Atlas and Year Book, 1962, p. 197.

- (10) Gaillard Hunt, History of the Seal of the United States, 1909, p. 8, quoted by Stokes, op. cit, p. 467.

- (11) Almanac Atlas and Year Book, p. 197.
- (12) たとえば、今日使用されてゐる貨幣は表面に「*E Pluribus Unum*」、裏面に「*In God We Trust*」と「*LIBERTY*」および功労者の肖像（たとえば *Half Dollar* ではフランクリン、*Quarter Dollar* ではワシントン、*One Dime* ではベンカーサー、*Five Cents* ではシモンソン、*One Cent* ではリンカーン）を刻んである。
- (13) Almanac Atlas and Year Book, p. 197.
- (14) Stokes, *op. cit.* p. 469.
- (15) *Ibid.*, p. 471.
- (16) この表示とは以下のようなものである。すなわち、
「一七八一年一月二二日、聖書の刊行に対し敬意を表し刊行者たるロバート・エイトケンの請願を受けた委員会は、エイトケン氏が巨額の費用を用いて、英語による聖書のアメリカ版を今や完成したことをここに報告する。……委員会はまた、二人の議会付属牧師に対し、この聖書の検討を委託し、その結果につき意見を述べるように勧告を行なつた。この聖職者にあつた勧告および、聖職者からの報告書は次のようなものである。」
- 『勧告書（委員長より、議会付属牧師のホワイト、ダッフイールドにあつたもの）筆者註）
………彼（エイトケン）は戦時において英語版の聖書が輸入されない状況にあつてこの巨額の費用を要する聖書の刊行を行つた。………従つて、我らは貴聖職者により、この事業が検討され、その結果認容されるならば、貴聖職者の認可と推奨をその聖書に対し付与するように求める。』
『報告書（議会付属牧師から委員長にあつたもの）筆者註）
………刊行された聖書の各頁を精査した結果、我らはそれがきわめて正確な意味を伝え、………文法上も、印刷上も、誤りがないことを認める。………』
そこで委員会は以下のように決議する。『（本文にかかげた決議筆者）』
- (17) Stokes, *op. cit.* pp. 472-473.
- (18) H. S. Commager, *Documents of American History*, 5th ed. 1948, *cit.* p. 111. なお連合規約と連邦憲法とについては A. C. McLaughlin, *Confederation and Constitution* がある。
- (19) 原典アメリカ史第二巻二二九—二三〇頁。
- (20) Stokes, *op. cit.* p. 474.
- (21) この「北西部条約」が「ヴァージニア信教自由法」の影響を受けたものであることにつき、本誌一五卷三号七三頁。
- (22) 原典史第二巻二九三頁。
- (23) たとえば一七七九年七月二日にはフランスの全権大使が、大統領および大陸会議々員を独立記念を祝するカトリック教会の感謝式に招待していること。また、一七八〇年に、スペイン大使死去の際のカトリックの儀式 (*requiem*) が、フイラ

デルファイアの聖ジエセフ教会で執行されたこと。この儀式に
 ついて、ハザード (Ebenezer Hazard, 1744-1817) は彼の友
 人であつて次の手紙を書いている。

「私はその儀式にカトリック教徒のみならず、長老派教
 徒、監督派教徒、クエーカー教徒等新教徒が参加している
 のを見た。……私は人々の心が、頑迷固陋な束縛か
 ら自由となつたのを知つて嬉しく思つてゐることを伝えよ
 う。」 Stokes, op. cit. p. 475.

第二節 憲法第六條三項と修正第一條の制定

一、以上に述べた大陸會議による祈禱の採用、付屬牧師の任用、
 合衆國の表章、標語の決定等に見られるキリスト教との結びつき
 は、その後の合衆國の歴史において次第に慣行としての性格を形
 成する位置を占めるに至る。

これに対し、信教の自由、政教の分離の立場からの運動は「連
 合規約」、「北西部条約」を経て、合衆國憲法および修正条項と
 しての権利宣言の中に具体化される。ここでは、憲法第六條三項
 および修正第一條をみることにする。

二、合衆國憲法第六條三項の成立

一七七六年の獨立宣言では、「自然の神の法」(the Laws of

nature's God)、「造物主」(the Creator)、「世界の至高の審判者」
 (the Supreme Judge of the World)「聖なる神」(Divine Pro-
 vidence)として神についての表現が用いられている。これに対
 し、一七七八年の合衆國憲法にはこのような表現が一切みられな
 い。このような神に関する言及が欠除していることは憲法を批准
 する際にしばしば非難の対象になつた。⁽¹⁾特に公認の教派を有する
 各州においてはこのことが著しい。

まさに合衆國憲法は「メイフラワー誓約書」、「獨立宣言」あ
 るいは前節でみた大陸會議の諸議決にみられるような、神の榮
 光、加護、感謝等について少しも触れておらず、むしろ、当時な
 お残されていた宗教上の宣誓を禁止する規定を有することとなつ
 た。このことは合衆國における信教の自由、政教分離の歴史の歩
 みの中において、一里程碑としての意味を持つものと言えよう。

すなわち、植民地形成以来の公認の教会、教派を有していた邦
 のうち、憲法會議開催に至るまでに五州は公認の教会制度を放棄
 していたと言え、ニュー・イングランドの残りの州において
 は、組合教会派の、あるいは監督派の公認の教会をなお有してお
 り、また、公認の教会制度を廢止していた州においても、公職就
 任の要件としての、神學上の宣誓 (Theological test) はまだいぜ

んとして残存していた状況の下に、憲法会議において、宗教上の宣誓禁止を憲法上規定することには多くの困難がともなつた。

この提案に最も熱意を示したのは、チャールズ・ピンクニー (Charles Pinckney, 1757-1824) であるが、彼の「政府の計画」 (Plan of Government) によれば、宗教上の宣誓 (Religious test) は次のように位置づけられていた。すなわち、

「人身保護令状、民事・刑事のあらゆる事件における陪審による裁判、出版の自由、そして信任または報酬のともなう官職への資格要件として宗教上の宣誓の禁止 (がある) 筆者以下同じ)。すなわち、前三者は自由政府における本質的なもの (であり)、また最後のものは、共和国の原理に基づいた組織の確立において、世界が諸氏 (憲法会議参加者) から期待する条項なのである) ……」

この彼の見解によれば、宗教上の宣誓の禁止は人身保護令状、陪審裁判、出版の自由と並んで新共和国を組織する上の重要な要素と考えられていたのである。

一七八七年五月二十九日に彼が最初提案した条項は、

「合衆国の立法府は宗教の問題に関する法律を制定すること
はできなう。(The legislature of the United States shall

pass no law on the subject of religion) 』

とするものであった。同提案は同日委員会に付され、七月二四日には同委員会の手を離れて、憲法草案のための細目委員会に付されることとなる。

他方七月二五日のピンクニーの議会における演説によれば、彼は、「市民的自由と宗教の自由の恵沢 (the blessings of civil and religious liberty) をすべての市民に拡張することのできる政府を形成する」必要を説いている。このような主張に立つ彼は八月二〇日新しい提案を行なった。すなわち、

「合衆国の権威の下での、官職就任の誓約に対して、宗教的宣誓または宗教的資格を付加してはならない。(No religious test or qualification shall ever be annexed to any oath of office under the authority of the United States) 』(八月二〇日案と称する 筆者)

八月三〇日にはこの問題は更に討議に付された。ピンクニーは議員、行政官、司法官の憲法支持義務を定めた原二〇条 (後の合衆国憲法六条となる。原二〇条と称する 筆者) の「宣誓」(oath) の後にクエーカー教徒のために「誓約」(affirmation) の用語をつけ加え、この原二〇条の最後に、八月二〇日案を次のように改

料
めてつけ加える動議を提出した。

資

「ただし、宗教上の宣誓は合衆国〔の權威の下で〕の官職に就きまたは公けの信任を受ける資格としてこれを要求してはならない。(but no religious test shall ever be required as a qualification to any office or public trust under [the authority of] the United States)」(括弧内は後に「文体に関する委員会」(Committee of Style) によつて削除された＝筆者)

この提案に対してはコネチカット、ロジャー・シャーマンによる
c p.

「すでに自由が支配的であり、(自由が＝筆者)このような宣誓の要求に対する十分な保障となつていたのであるから、この条項は不要である。」

とする反対意見が述べられたが、ベンシルヴァニアのグヴァニア・モリス (Governour Morris, 1752-1816)、サウス・カロライナのチャールズ・コーツワース・ピンクニイ (Charles Coatesworth Pinckney, 1746-1825) が右の提案に賛成し、憲法会議では右の全条項が承認され、合衆国憲法第六条三項但書とされた。この議決の際にノース・カロライナは反対票を投じ、メリーランドは代表の意見が分れたため賛否を明らかにしなかつた。^(c)

三、合衆国憲法修正第一条の成立

しかし、このような公職就任の際の宗教上の宣誓の要求を禁止することに、信教の自由を確保しようとする消極的宣言に満足できぬ立場のものは、更に積極的に信教の自由を保障する宣言を要求した。⁽⁸⁾ このような権利宣言を要求する動きは、大陸会議においてもみられていたが、そこでは組教会派または監督派教会派を州の公認の宗教としていたため、宗教の自由をふくむ権利宣言の問題を取りあげるには至らなかつた。

二年後、すなわち一七八九年六月八日、マディソンは議会に対し、信教条項を含む権利宣言の採用を求めた。彼は提案の理由として、合衆国憲法が、個々の権利侵害に対し十分な保障の規定を有していないので、多くの国民が憲法に満足していないことは明白であると述べ、原憲法 (the original Constitution) 一条九節、十節に以下の条項がつけ加えられるべきであるとするものであつた。すなわち、

「いかなる基本的な権利 (civil rights) も、信念または礼拝を理由として奪われてはならない。また、いかなる国教 (national religion) も、定めはならない。また、良心の完全な、また平等な権利はいかなる方法においても、またはいかなる口実によ

つても侵害されてはならない。

国家は、良心の平等な権利、または印刷の自由、刑事事件における陪審による裁判を侵害してはならない。⁽¹⁰⁾」

このマディソンの提案は、下院の全体委員会に付託され、七月二二日には更に一層の検討を行なうため、各州一人の代表によって組織された「一人委員会」を設け、マディソンの提案およびこれに対する各州の意見を検討させることとした。この特別委員会はデラウェアのジョン・ヴァイニング (John Vining, 1758-1862) を委員長として七月二八日報告書を提出した。この報告書は再び全体委員会に付された。下院での修正提案に対する論議は次のようなものである。

問題の提案は、原憲法一条九節の第二および第三文節の間に、
「法律によって、国教を定めることはできない。また、良心についての平等な権利を侵害することはできない。(no religion shall be established by law, nor shall the equal rights of conscience be infringed)」(マディソン案と称する筆者)とする条項を挿入せよとするものであった。

これについてシルヴェスター (Silvester) は、この条項の表現の方法が適当ではなく、宗教のすべてを廃止することを意味す

ると受けとられるおそれがあると反対した。

ヴァイニングはこの二つの節を入れかえる、すなわち良心条項を前に、国教条項を後にするのが適切であるとした。

これに対しゲレイ (Gerrit) は、提案の条項を、

「法律によって、宗教上の教義を国教として定めてはならない。(No religious doctrine shall be established by law)」

とするのがより適切であると提案した。

これに対し、シャーマン (Sherman) は、議会は国教の樹立をする権限を、憲法によって与えられているものではないのであり、従って憲法に対する修正を行う必要はないとする立場から、権利宣言に関する提案のうちから、右の条項は削除すべしとする動議を提出した。

修正提案に賛成する立場からキャロル (Daniel Carroll) は、良心の権利はそもそも、きわめて特殊な微妙な性質を有するものであり、政府の干渉すべきところではなく、また、多くの教派は現在の憲法の下では十分に保障されていないのであるから、かかる憲法に対する修正は必要であるとした。彼はつけ加えて、権利宣言の他の条項よりもこの条項が最も人々の賛成を得るであろうと

料 述べた。

資

これらの議論に対して提案者であるマディソンは、問題となっている条項の意味を次のように説明した。すなわち、議会は一つの宗教を国教として定めることは出来ないものであり、また、法律によって宗教に対する監督を強制することも許されず、また、人々の良心に反して、いかなる方法によっても、神を礼拝するよう強制することは出来ない、とした。

提案に消極的な立場で、ハンティングトンは、この条項が宗教の発展にとって有害となるとする受けとり方をされるかも知れず、このような意味に解されることを懸念した。彼は更に、ヴァージニア代表が表現したように、この修正条項が良心の権利、宗教活動を自由に行なう権利を確保するような方法で行われるべきではあるが、同時に、まったく無宗教を告白したものでまでを保護することのないような方法で行われるべきである、と述べた。

マディソンは更に提案の動議を次のように説明した。すなわち一つの教派が優越した地位を獲得するか、または二つの教派が結合し、その結果これが国教として定められ、他の人々に対しその教派に従うよう強制することを、人々がおそれているのである、と述べた。更に彼は、このために、ヴァージニア代表の主張した

ように「religion」の前に「national」を入れることが効果的である、とした。

リヴモアは、この修正に満足できないが、この問題についてこれ以上の論議は不要であると述べた。彼はもし修正がなされて議会在宗教に影響を与える法律、または良心の権利を侵害する法律を制定してはならないというように読まれるのであるとすれば、それはより一層望ましいと考えた。

ブリイはヴァージニア代表によって提案された「national」という用語の挿入に反対した。彼は下院によってその用語が採用されないことを望んだ。これらの議論の末結局、マディソンは彼の修正提案を撤回した。⁽¹¹⁾

このように合衆国憲法に信教条項をふくむ修正をつけ加えようとする最初の試みは失敗に終わった。しかし、これらの議論を通じて、信教条項が多数の議員の強い関心を集めたことは指摘される。このことは八月一五日に下院において行われた討論の中で、マディソンによって次のように表現されている。すなわち、

「……………現在提案されている修正条項が、憲法（批准の際に筆者）の反対者によってきわめて強く要求されたものでないかどうかを、州の憲法会議参加者に対し、また、その際の意見を

料 提案の条項のうち、

資 「国教(を定める法律＝筆者)あるいは自由な宗教活動を禁止する(法律)(religion, or prohibiting the free exercise thereof)

を削除して、

「他の教派あるいは団体に対し、一つの教派あるいは団体を優先して(取り扱う法律＝筆者) (one religious sect or society in preference to others)」

を書き入れることとする動議が提案された。しかしこれは否決された。

ついで、この動議について再考を求める動議が出され可決された。これに基づき、次に問題の原修正三条全文を削除すべしとする動議が出されたがこれは否決された。

次に、原修正三条の代りに以下の規定を採用すべしとする動議が出された。すなわち、

「議会は良心の権利を侵害する法律を制定し、またはいかなる教派または宗教的団体を公定する法律を制定することはできない。」(Congress shall not make any law infringing the rights of conscience, or establishing any religious sect or society.)

しかし、この動議も否決された。

次に原修正三条を書き改め、以下のように表現すべしとする動議が提出された。すなわち、

「議会は他のものに優越して特定の教派を国教と定める法律を制定し、あるいは自由な宗教活動を禁止する法律を制定することはできない。また良心の権利はこれを侵害してはならない。」(Congress shall make no law establishing any particular denomination of religion in preference to another or prohibiting the free exercise thereof, nor shall the rights of conscience be infringed.)

しかし、この動議もまた否決された。

結局、上院は他の教派に優越して特定の教派に利益を与えることを禁ずるだけの提案に満足せず、更に広く信教の自由を具体的に保障し分離を進める態度に立っていたと考えられる。九月九日には上院は下院の決議(前掲、八月二十四日の下院によって承認され、修正条項に付加された決議を指す＝筆者)の審議に入った。

この後、上院は原修正三条と、原修正四条とを結びつけ、後の一九一一年の修正一条に関する上院原案を定めた。この上院原案は以下のようである。

「議会は信仰に関する条項、または礼拝の方法を公定する法律を定め、あるいは自由な宗教活動を禁止する法律を定め、あるいは言論または出版の自由、または平穩に集会し、不満の救済のため政府に請願する国民の権利を奪う法律を制定してはならない。」

(Congress shall make no law establishing articles of faith or a mode of worship, or prohibiting the free exercise of religion, or abridging the freedom of speech, or the press, or the right of the people peaceably to assemble, and petition to the government for the redress of grievances.)⁽²¹⁾

信教条項について下院の提案に対する上院の審議は右にみたように主として表現の方法に関する不一致が問題とされ、結局上院の意向は、他の基本的な権利とともに規定する右のような修正一条上院原案となつて示されることとなつた。この上院原案は下院提案に比較し次のような二つの特色がみられる。

すなわち、一つは信教の自由を、下院は良心の権利と共に規定しているのに対し、上院は言論・出版の自由、集会・請願の権利と共に規定している点である。また、一つは信教条項を、下院は国教樹立の禁止、宗教活動を自由に行なう権利の保障という形で規定するのに対し、上院は信仰に関する条項制定の禁止、礼拝の

方法公定の禁止、さらに自由な宗教活動の保障という形で規定している点である。

また「良心の自由」との関係で両院には次の違いがある。まず下院の提案では、「信教の自由」(国教を定める法律、自由な宗教活動)と

「良心の自由」(良心の権利を侵害する法律の制定の禁止)を区別して取り扱い、後者を

独立なものとして考えていたところに意味がある。この考え方は、すでに下院における当初の「マディソン案」にみられるところであるが、同提案に対する論議においてそれぞれ、ヴァイニング、キャロル、リヴモアによつても意識されていた。これに対し

上院原案には「良心の自由」を特に明記はしていない。しかし、

このことは、上院原案が定める「信教の自由」(信仰に関する条

を公定する法律、自由な宗教活動を禁止する法律を制定することの禁止)に「良心の自由」を含まない趣

旨と考えることには無理がある。上院原案が、「良心の自由」を、「信仰に関する条項」の中に位置づけていたと考えることは

動議の審議の状況から見て自然である。この意味で上院が「信仰

に関する条項」に「良心の自由」を含めて考える、「信仰の自由」

についての歴史的な、広義の立場に立っていたのに対し、下院は

「良心の自由」を明確に区別し、独立した権利として位置づける

立場に立ち、従つて「信教の自由」をまさに、「信仰の自由」そ

料のものの意味に用いたと言う点が注目されよう。

このような両院の不一致につき、下院は合同委員会の開催を求め、上院はこれに同意した。この合同委員会には、上院からコネ

テイクットのオリヴァー・エルズワース(Oliver Ellsworth, 1745-1807)、ネーデルランドのチャールズ・キャロル(Charles Carroll, 1737-1822)、ニュー・ジャージーのウィリアム・ペーターソン(William Paterson)が選出され、下院からはヴァージニアのジェイムス・マディソン、コネチカットのロジャー・シャーマン、デラウェアのジョン・ヴァイニングが選出された。⁽⁹⁾

下院のマディソンは政教分離と宗教の自由につき最も熱心な推進者であったが、上院のエルズワースもまた特定の教会に優越的地位を与え、宗教の自由を縮減する不合理に反対する強い主張を行っていた。この合同委員会では主としてマディソンが指導的役割を果たした。

九月二四日の上院における、合同委員会委員を代表して行なったエルズワースの報告では、上院によって提案された当該修正条項に対し、下院が同意するのが適当であるとする趣旨のものであった。上院提案の条項は原修正三条を以下のように規定したものである。

「議会は国教を定めることに關する法律、自由な宗教活動を禁止する法律⁽¹³⁾あるいは言論、出版の自由を奪い、あるいは平穩に集会し、また不満の救済を政府に請願する権利を奪う法律を制定することはできない。」

(Congress shall make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof; or abridging the freedom of speech, or of the press; or the right of the people peaceably to assemble, and petition the government for a redress of grievances.)⁽¹⁴⁾

下院は同日、上院あてのメッセージの中で右と同文の規定に従うことを決め、同文の原修正三条を提案する旨を伝えた。翌二五日、上院は右の提案に同意する旨の決議をした。ここに原修正三条の表現について両院の一致をみることとなった。後、この原修正三条は修正一〇ケ条のうちの第一条とされた。この修正一条の最終草案の構成者が誰であったかについては明らかではないが、マディソンであると説が有力である。⁽¹⁵⁾

この修正一条は一七九一年、各州議会での批准を終えて他の修正九ケ条とともに合衆國憲法修正第一条としての効力を持つに至った。

(1) たとえばイニール大学総長のティモシー・ドワイト(Timor-

thy Dowgihl, 1752-1817) は当時の保守的なキリスト教者を代表すると考えられていたが、彼は「我々の憲法に神を認めないことは我々にとってきわめて不名誉なことである」と考えていた。Stokes, op. cit. p. 523.

(2) ニュー・ジャージー、ニュー・ヨーク、ノース・カロライナ、ジョージア、ヴァージニアの五州である。また、ロード・アイランド、ペンシルヴァニア、デラウェアの三州は公認の教会を有してはいない。

(3) たとえば、ペンシルヴァニア(神の存在を信ずる者のみが官職に就任ができる)、メリーランド(キリスト教徒のみ)、デラウェア(旧または新訳の聖書を信ずる者のみ)、ニュー・ジャージー(プロテスタントのみ)、ノース・カロライナ(神の存在を信ずる者またはプロテスタントのみ)、ジョージア(プロテスタントのみ)、サウス・カロライナ(神の存在と最後の審判を信ずる者のみ選挙権が与えられる。ただし一七九〇年の改正でこの制限は撤廃された)、マサチューセッツ(キリスト教徒のみが知事その他の高級官職に就任しうる)
William George Torrey, *Judicial Doctrines of Religious Rights in America*, pp. 15-16.

(4) Stokes, op. cit. p. 526.
(5) *Ibid.*, p. 527.
(6) *Ibid.*, p. 527.
(7) *Ibid.*, p. 521.

(8) Joseph Story, *Commentaries on the Constitution*, p. 1833, quoted by "The Constitution of the U.S.A." ed. by Edward S. Corwin p. 758. (1956)

(9) 一七八七年九月二日、大陸会議では、権利宣言を準備する委員会を任命する動議が出され、賛成を受けたが、結局否決された。Stokes, op. cit. p. 537.

(10) *Ibid.* p. 541.

(11) *Ibid.*, pp. 542-543.

(12) *Ibid.* pp. 544-546.

(13) 修正一条の「law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof;」の部分のこれまでに与えられた邦語訳はおよそ左のように分類される。「law respecting an establishment of religion」に「*law*」

① 「宗教ヲ建設スル法律」(美議部達吉、米國憲)

② 「法律により國教の樹立を規定すること」(高木八尺・義(昭二))、宮沢俊義・アメリカの憲法(昭二四)、人權思想研究會編・世界各國人權宣言の研究(昭二五)、河原崎一郎・言論及び出版の自由(昭二九)、野村寿子・國家と宗教に關する一考察・比較法研究二六号(昭四〇)

③ 「宗教を公定する事に関する法律」(海老沢亮訳・エム・教の自由に関する)、
「國の宗教を定める法律」(妹尾免訳・エ・S・ニューマン・アメリカ法における基本的人權(昭二七))、
「宗教を制定する事に関する法律」(齊藤敏・アメリカ合衆國憲法序説(昭三二))

- ④ 「国教を公認する法律」(大石義雄編・世界各国の憲法典(昭三二) 京都大学憲法研究会編・エドワード・S・コーウィン・アメリカ合衆国憲法(昭三五))
- ⑤ 「国教を樹立する法律」(塚本重頼・註解アメリカ憲法(昭三〇) 高木八尺等編・人権宣言集(昭三二)、宮沢俊義・憲法Ⅱ(法律学全集(昭三四))、小倉庫次・アメリカ合衆国州憲法の研究(昭三六))
- ⑥ 「国教の樹立に関する法律」(桧山武夫・アメリカ憲法史研究(昭三三))
- また、[prohibing the free exercise thereof] のとき、
- ① 「信教ノ自由ナル行使ヲ禁ズル法律」(美談)
- ② 「法律により宗教の自由な遂行を禁止すること」(高木(昭三二)、宮沢(昭二四))
- ③ 「宗教の自由の行動を禁止する事に関する法律」(海老、尾妹、沢)
- ④ 「宗教の自由な実行方法を禁止することに関する法律」(藤、斎)
- ⑤ 「宗教の自由な遂行を禁止する法律」(塚本)
- ⑥ 「宗教の自由な礼拝を禁止する法律」(高木(昭三二)、宮沢(昭三四)、野村)
- 本稿では、これらの邦訳を参照の上、両院の審議の状況から(審議の結果から修正一条の意味を明らかにすることについて)は第四節一(本誌一六卷一号)参照)本文引用の表現を適当と考えた。
- (14) Journal of the First session of the Senate, (Glas &

Stanton, 1820) p. 86, quoted by Stokes, op. cit. p. 547.
 (15) James Madison, The Nationalist, [Vol. II of Life] pp. 353, 355, quoted by ibid, p. 548.

第三節 憲法第六條三項と修正第一條制定以後の状況

合衆国憲法六條三項及び憲法修正一條の制定後にも教会と国家の分離に関するいくつかの慣行が次第に形成されている。こゝではそれらの中から両者の関係を示すものを取りあげることとする。

一、大統領の就任式における儀式

一七八九年四月二九日、上院は大統領ワシントンの就任式に関連して宗教的儀式を取り行ふことを決議した。上院の決議は次のようなものである。

「大統領に就任する誓約が行われて後に、彼は副大統領、上院、下院両議員にもなわれて、すでに任命されている議會付属牧師によって執り行われる神聖な儀式に出席するため、聖ポール教会に赴くことを定める。」

下院は同日この決議を受け、以下のように修正の決議をした。

「下院は以下のごとく修正された当該決議に同意する。すなわち、大統領に就任する誓約が行われて後に、副大統領、上院議員、下院の議長および議員は大統領をともなつて、議会付属牧師によつて執り行われる神聖な儀式に出席するため、聖ポール寺院に赴くことを定める。」

この決議は上院に送られ、同意を受けた。下院の修正は議長について言及したものであり、第二院の特権を保持するためのものであった。両院の委員会によつて承認された儀式の順序は、下院の議長が大統領、副大統領の先に立ち教会内の座席に導くこと、また、儀式終了後には二人の委員が大統領を教会の戸口まで送り馬車に乗せ公宅までもとなうとするものであった。この儀式は監督派教会によつて執り行われるものではなく両院によつて準備された公的な儀式であり、議会において正式に選任された議会付属牧師によつて執り行われるものである。ワシントンの就任式の場合は、たまたまニュー・ヨークの監督派教会教区の司教によつて執り行われた。⁽¹⁾

ここで監督派教会が選ばれた理由として監督派教会が大統領の教会であったこと、また、議会付属牧師の教会であったこと、また、議会から半マイル以内にあるという距離的便宜と、また最も

形態の備わつた教会建築物であつたという便宜に基づく。⁽²⁾

二、一七八九年の大統領の感謝祭宣言および他の宗教的宣言

すでに第一節でも触れたように、アメリカの感謝祭の起源は植民地開拓時代にさかのぼる。その最初のものは一六二〇年一月二日、二〇日ブリマウス植民地において開かれたものであり、公的なものとして開催されたのは一六三〇年七月八日マサチューセツツ湾での感謝祭であつた。これらの先例は一六八〇年から踏襲されて來ていた。

この感謝祭について連邦憲法の制定後の第一議会においてボーディノット (Elias Boudinot, 1740-1821) は次のような決議を提案した。

「両院の合同委員会は合衆国大統領が感謝と祈禱の日を合衆国民に対して勧告することを支持する。……」

この提案は大部分の議員の賛成を受けた。しかしこれに反対する側からの意見もあつた。それらはサウス・カロライナから出されたもので、同州のタッカー (Thomas T. Tucker) によつて述べられたものであつた。彼は、議会はこのような宗教的性格を有する役割を果すべきではないとする見解を述べた。しかし結

料局、右の提案により一七八九年二月二六日がその日として定められ「国家の感謝のための宣言」(Proclamation For A National Thanksgiving)が大統領ワシントンによって出されることとなる。宣言は以下のようなものであった。

「全能の神の摂理を知り、その意思に従い、その恵みに対し感謝し、その保護と好意を心から乞い求めることはすべての国民 (all nations) の義務であるので、また、両院の合同委員会によって、両院は、私が合衆国国民に対して、全能の神の多くの著しい恩寵、特に、国民すべてに対し彼らの安全と幸福のために政府を樹立する機会を与え給うた恩寵を、感謝の心を持って執り行われるべき、公けの感謝と、祈禱の日を定めるべきことを勧告するのを要求しているので、私は翌一月二六日木曜を、合衆国国民によって、かの偉大なる、すなわち、あらゆる善の恵み深き創造者であった、また、現在もそうであり、また将来においてもそうある輝ける神 (Being) の儀式に捧げられるべき日として勧告し、ここに指定する。」

また、大統領は議会による諸宣言(一七八二年、一七八三年のそれぞれ、革命戦争におけるアメリカ軍の勝利の、および、イギリスとの平和条約締結の感謝の宣言―第一節二参照)に続き、他の二つの宗教的性格を帯びた宣言すなわち、一七九五年一月一日

の祈禱と感謝の日の宣言、また同年二月一九日の、ペンシルヴァニア西部のいわゆる、ウイスキー暴動 (Whiskey Insurrection) の終結に關した公的な感謝と祈禱の宣言を發表した。

大統領ジョン・アダムズ (John Adams, 1735-1826) は、一七九八年五月九日を「我國の安全を脅かすあらゆる危険から我國が保護されるように」「神聖な、内省と断食と祈禱の日」として定めた。これは、フランス革命により死刑執行と内乱をともなった「恐怖時代」がフランスを襲い、この影響を受けて、合衆国に暴動を引き起し、悲惨な結果を及ぼすかも知れぬという懸念を合衆国の国民の多くが抱いていた状況の下で行われたものであった。彼は忠実な連邦主義者 (Federalist) であった。彼の宣言はジェファソンによって合衆国に移植されたフランス革命の無神論的、急進的な思想が合衆国に悲惨な結果を引き起すかも知れぬと言う懸念を示している。この彼のメッセージは一七九八年三月二三日發表された。

また、彼は、一七九九年三月黄熱病がアメリカ大陸を襲った際に第一の宣言を發した。その宣言の目的はこの黄熱病の惨禍から市民を救うことを目的としたものであった。⁽³⁾

ジェファソン (1743-1826) の時代になると、ワシントン、アダ

ムズの伝統に反し、従来の国家の祈禱と感謝の日を宣言する連邦政府の慣行は廃止される。これは、宗教の自由と、教会と国家の分離に関する彼の見解に基づいた理由からとられた処置であった。彼が一八〇二年一月一日、司法長官のリンカン (Levi Lincoln) にあてた覚え書では次のように述べられている。すなわち、

「……………同封された、浸礼派への答弁⁽⁴⁾の中に我が憲法の下での教会と国家の結びつき (alliance) についての非難を読みとることが出来る。また私が長い間望んでいたことでもあるが、何故に先例の如くに断食と感謝の日を宣言しないのであるかという理由を示すものである。

……………私はこれまでのような感謝の宣言をしないことがニュー・イングランドの僧職者に対し大きな侮辱を与えたと感じられる結果となることを知っている。しかしながら、宗教の自由の主張者は常に彼ら僧職者から平穏も、宥恕も期待することはできないのである。……………」⁽⁵⁾

彼はまた一八〇八年一月二三日、長老派のサミュエル・ミラー (Samuel Miller) にあてた手紙の中で、次のように述べた。

「……………私はアメリカ合衆国政府が宗教的な制度、教義、戒律、儀式に介入するのを憲法によって禁じられていると考え

る。これは、いかなる法律も国教を定め、あるいは、自由な宗教的活動を禁ずるように制定されてはならないと言う規定から導かれるばかりではなく、合衆国に委任されない権力は州に保持されるという規定からもまた導かれるのである。たしかに、宗教的行為を規定する権限、あるいは宗教上の教義において權威を定める権限は連邦政府に委ねられていないのである。そこでその権限が人間の尊厳の下に存在しうる限り、各州に保持されているに違いないと思われる。しかし、私が勧告すべき唯一⁽⁷⁾のことは断食と祈禱の日を定めないと言うことである。……………」⁽⁸⁾

これに対し、第四代のジェイムス・マディソン (1751-1836) の場合には疑念を抱きつつも、断食と感謝を行う日を宣言している。

一八二二年八月二日、彼はイギリスとの戦における合衆国の安全のための断食の日と祈禱の日を定めている。ただ彼は、国庫から議会付属牧師に対して支払を行うことについては反対を表明した⁽⁸⁾。

結局、以上にあげた合衆国の創設期四人の行政府の長の見解はワシントン、アダムズではこのような宣言を自然なものであり、適切と考えていたのに対し、ジェファソンはこれらを不適當であ

るとし、マゼイソンは宣言を幾度か行いつつも疑問を残していたと言ふことができよう。

三、聖職者の特典の廃止

植民地時代において、聖職者に対し、聖職者以外のものが通常裁判所 (civil court) に出廷しなければならぬのに対し、聖職者は教会裁判所での審問を受ける権利をふくむ特別の法律上の権利を認められていた。聖職者を刑事手続から免除する、いわゆる「聖職者の特典」(benefit of clergy) である。この特典は一七九〇年四月三〇日の「合衆国に対する犯罪の処罰に関する法律」(An act for the punishment of certain crimes against the U.S.) により、連邦裁判所の管轄に関する限り廃止された。同法三二節には次のように定められている。

「聖職者の特典は、合衆国の法令により刑罰が死刑とされ、またはされるであろうところの犯罪に関し、用いられ、あるいは許容されてはならない。」

この条項を連邦の創設者が教会と国家の分離の思想を実現しようとした直接の証拠であるとする見解がある。⁹⁾

この古い慣習は連邦の法律によって廃止された後もしばらくの

間残存していた。たとえば、ノース・カロライナでは一八三七年まで認められていた。¹⁰⁾

四、聖堂建設の提案

大統領ワシントンに信任されていた、ピエール・ランフアント (Pierre Charles L'Enfant) は一七九一年八月一九日付の大統領宛ての手紙で、国家の目的である、「大教会」(the grand church) を設けることについての提案を行った。彼の計画によれば、この教会は公けの祈禱、感謝祭、追悼演説等のような国家の目的に資するように考えられていたものであった。したがって、特定の宗派または教派の使用に向けられるものではなく、すべての宗派、教派に平等に開放されるものと予定されていた。これは大陸会議によって決められた国家の記念物の保存の場所、また、独立と自由のために倒れた英雄、また、将来において国家に貢献をなし、国民の意思によって定められるべき英雄のための、安息の場所となるように計画されたものである。この彼の、教派を越えた広い立場に基づく提案は大統領の賛意を得たものではあったが、議会には提出されなかった。しかし、彼の提案にそって二つの発展がみられた。すなわち、一つは下院における日曜ごとの公的な礼拝の実施(後述)であり、他の一つは一八九三年における議会によ

るワシントン聖堂のための土地譲渡特許状の付与である。これはコロンビア地区に聖堂を建設し、宗教、教育、慈善の促進のための聖堂と施設として維持することを目的としたものであった。⁽¹¹⁾

五、トリポリ条約

一七九七年二月一〇日、合衆国によって締結されたトリポリ (Tripoli) との条約第二一条は以下のごとく規定して、合衆国政府はキリスト教に基づいて創設されたものではないことを明らかにした。すなわち、

「アメリカ合衆国政府はいかなる意味においても、キリスト教に基づいて創設されたものではないのであり、また合衆国は本来回教徒 (Muslimen) の法律、宗教、平穩に対して敵意を抱く性質を有するものではないのであり、また、合衆国はいかなる回教徒国に対しても、いかなる敵対的な戦争あるいは行為に入つたことはないものであるから、両当事国は、宗教的意見から引き起される理由によつて、⁽¹²⁾両当事国間に存在する調和を中断してはならないことを宣言する。」

この条約は同年六月上院によつて批准された。この条約の起草者はアルジェー (Algiers) の米領事であった著名なバロー (Joel Barlow, 1754-1812) であるが彼はフランスに長く滞在し、その

結果同地での影響を受けていた。⁽¹³⁾

連邦憲法第六条の下では、合衆国政府の締結したあらゆる条約は「国の最高法規であり」、従つてもし、この条約が修正されなかつたとすると多くの問題を引き起したことが考えられる。しかし、同条約は一八〇五年六月四日、トリポリにおいて署名された「和親条約」(Treaty of Peace and Amity) によつて取つて代られた。この後の条約では、問題となつてゐる条項、すなわち、

「合衆国は、いかなる意味でもキリスト教に基づいて創設されたものではない。」

とする部分を除かれ、第一四条に以下のように規定された。すなわち、

「アメリカ合衆国は本来、回教徒の法律、宗教、平穩に対して敵意を抱くものではないのであり、また、同国は公海を自由に航海する、自国の正当な権利の防衛の場合を除いて、いかなる回教国に対してもいかなる敵対的な恣意的戦争あるいは行為に入つたことはないのであり、従つて、締約当事国は宗教的意見から引き起される理由により、⁽¹⁴⁾両当事国間に存在する調和を中断してはならない。」

また、両国の領事および代理機関はそれぞれその官邸内での

自己の宗教行為を取り行なう自由を有するものである。同様の信仰を有するすべての奴隷は祈禱の時間中に、当該領事の邸宅へ赴くことを妨げられない……」(傍点の部分が後の条約においてつけ加えられた筆者)

この第二の条約によつて、最初の条約中の、合衆国がキリスト教に基づいて創設されたことを否定する部分が抛棄される結果となった。⁽¹⁵⁾

六、下院における宗教儀式

上院議場が完成した一八〇〇年、議会はフィラデルフィアからワシントンへ移った。当時、ワシントンには、キリスト教会、監督派・ローマ・カトリック会堂、そして聖アンドリュー長老派教会があったが、いずれも小教会で永久的な建築物ではなかった。

一八〇一年から一八〇九年までの間、すなわち、ジェファソンの任期中、この完成したばかりの議事堂は、ワシントンでの宗教儀式のために用いられることとなった。一八〇七年、下院議場が完成するまで両院はこの上院議場を共用しており、儀式もこの上院議場において開かれていた。この儀式には、大統領自身も出席し、海軍軍楽隊が演奏し、新教正統派教会からのみならず、クエーカー、ローマ・カトリック、ユニテリアン教会の聖職者が出席

し、一般の出席者が多くみられた。

この議会で開かれた宗教儀式について、一八三七年に出されたスマイス(Mrs. Margaret B. Smith, 1778-1844)の回想記によれば、次のような状況であったとされる。すなわち、下院での説教をふくむ礼拝(the preaching service)はジェファソン時代に確立されたものであり、大統領は常に出席していた。これら日曜ごとの集會は首府(この場合教会とその周辺を意味するのであるが)の社交機関の役割を果しており、きわめて盛会であった。また、議員は一般の出席者のため彼らの座席を提供し出席しなかった。

しかし、一八〇四年一月一九日、第八議会の第二会期において下院は、議會付属牧師以外の何人も今後議長の同意なくして議場における宗教的な儀式を開催してはならないことを定めた。これは、それまで行われていた通例の公的な儀式のほかに、臨時に開かれていた儀式を指すものであった。だが、臨時に開かれていた儀式の慣行は容易に廃止されなかった。そこで議會は一八二八年三月三日、再び議場が、議會活動と日曜日の宗教儀式以外に用いられるべきではないことを定めた。しかし、長く続いた慣行は廃止されず、その後も、たとえば、一八四五年、一八五三年にウィリアム・ミルバーン(Rev. William H. Milburn)の「説教者

としての生活の十年」(Ten Years of Preacher-Life)にみられるように、また、一八五六年に出版された「政府の聖職者たち」(Chaplains of the General Government)におけるように、この慣習は続いた。

しかし、その後は日曜毎の宗教儀式は次第に開催される機会が減少し、一八六七―一八六八年の冬には五ヶ月間、日曜サービスのために下院が使用され、これは特別の例と考えられるに至った。⁽¹⁸⁾その後、宗教儀式とは別に、議会に、著名な聖職者を招いて講演を開く機会も次第に減少するに至った。

下院における以上にあげた宗教儀式の慣行は、当時のキリスト教に対する、一般的な国民の感情によって支えられていたものと考えられる。

七、まとめ

第二節にみたように、一七九一年の修正一条の制定は、合衆国における政教分離の、明確な、動かし難い基礎となったことは明らかである。しかし、このことによって当時における国家と教会(宗教)の分離に対して、ただちに影響を及ぼすこととなったとする評価を与えることはできないであろう。このことは、第一

節、第三節にみられるような諸事例によって知ることができる。

すなわち、植民地以来の慣行に支配された両者の関係において、

修正一条による明確な区分線が引かれたとみることは困難である。

つまり、制定前に続いてきた両者の深い関係は(議会における

四年)、同議会付属牧師の任用(一七七四年)、同俸給の支給(一七七六年)、

大陸会議の断食日等の宣言(一七七五年)、同最初の感謝祭の宣言(一七七七年)、連邦議会による感謝祭の宣言(一七八二年)、イギリスとの条約締結の

感謝の宣言(一七八三年)、国家の表章(神の目の図)(一七八二年)、標語の採用(神は我らの事業に好意を示せり)(一七八二年、神こそ我らは信賴す

一八六四年使用、一八九六年承認、聖書の輸入(一七七七年)、推薦(一七八年)、

憲法六条三項の制定(一七八七年)以後も継続し(憲法制定

宣言)(一七八九年)、連邦議会による、大陸会議の祈禱の継承(一七八九年)、同議会による議会付属牧師の任用(一七八九年)、同地位の正式な承認

(一七八九年)、大統領の就任式における儀式(一七八八年)その後、修正一

条(一七九一年)の制定後もなお、いぜんとして引き継がれ(ワ

シントンによる祈禱と感謝の日等の宣言(一七九五年)、アダムズによる断食と

内省と祈禱の日の制定(一七九八年)、マディソンによる断食と感謝の日の

宣言の復活(一八一二年)、第二トリポリ条約による、合衆国がキリスト教

に基づく創設の否定の項の抛棄(一八〇五年)、宗教儀式のための議会の使

用(一八〇一年)、両者の分離が形の上に表示されるのは北西部条約

(一七八七年)、第一トリポリ条約(一七九七年)を別とすると

(一七八一年連合規約はどちら)、その後、ごく限られた部分に(聖職

とも言えないと思われる)、(一七八九年)、ジェファソンによる、國家の祈禱と感謝の日の

特典の廃止(一七九〇年)、(一八〇一年―一八〇九年、その後マディソンにより復活)、マ

ディソンによる、議会付属牧師に対する俸給支給の反対表明(一八二二年)、

宗教儀式のための議場の使用の禁止の議決(一八〇四年、一八二八年)、

料

資

このような、憲法六条三項、修正一条制定の前後にみられる国家活動における、宗教的要素および行為の介在は、植民地以来の根強い伝統と慣行に支配された当時の実状を物語っているといえよう。従って、まさに、修正一条は、植民地時代の信教の自由と政教分離の運動の貴重な産物として結実した宣言であったと言ふことができた。

- (1) Stokes, op. cit. p. 485.
- (2) Ibid. p. 486.
- (3) Ibid. pp. 488, 489.
- (4) Ibid. p. 490. 浸礼派への答弁とは、一八〇二年一月一日、ロネキカッタのダンブリー浸礼派協会 (Danbury Baptist Association) の委員に対する答弁を指す。
- (5) Ibid. p. 490.
- (6) Ibid. p. 490.
- (7) Ibid. p. 490. なお、シモンソンの宗教観については、Saul K. Padover, *Jefferson, A Great American's Life and Ideas*, (1953), pp. 116-121, pp. 167, 168.
- (8) Ibid. p. 491.
- (9) Ibid. p. 492.
- (10) North Carolina Revised Statutes, chap. XXXIV, Sec. I. quoted by *ibid.*, p. 492.

- (11) *Ibid.*, pp. 493, 494.
- (12) *Ibid.*, pp. 497, 498.
- (13) *Ibid.*, p. 498.
- (14) *Ibid.*, p. 498.
- (15) *Ibid.*, p. 498.
- (16) *Ibid.*, p. 499.
- (17) 当時の下院議場を使用しての、日曜礼拝 (Sunday services) については次のような事実がみられる。すなわち、イサチヤーヤン出身の議員であるアビジャ・ビゲロー (Abijah Bigelow, 1810-1815) の公開された手紙によれば、下院議場において開催された日曜礼拝に出席し、そこで行われた説教が議会付属牧師のブレンケンリッジ (Rev. Breckenridge) リー (Rev. Lee) の場合にはあまり高いものであるとは考えず、むしろ他からの訪問した聖職者、すなわち、浸礼派の牧師、海軍付属牧師、シヨーシタウンの牧師等によって行われた説教を高く評価している。彼の手紙によれば、大統領マディソンが日曜礼拝に出席していることに触れている。

また、大統領ジョン・クイニー・アダムズ (John Quincy Adams) の一八二一年十二月三日の日記によれば、ユニテリアンであるスパークス師 (Rev. Sparks) が下院の付属牧師として選任され、議会において説教をした旨がのべられている。

また、当時の日曜礼拝における説教者の多様性については、

つとも著しい例として、チャールストンのカトリック司教であったジョン・イングラント (John England, 1788-1842) の場合がある。この説教は大統領ジョン・クインシー・アダムズ以下、多数の両院の議員出席の下に行われたもので、一八二六年一月八日議長の手招きによつて開かれたものである。「議会付属牧師の義務はきわめて単純である。日々祈禱をもつて両院を開会すること、日曜の朝、下院において説教を行うことである。……」

(19) *Ibid.*, p. 505.

(20) この時、第一組会教会派教会 (the First Congregational Church) は建物を有してはなかった。また、この時の議会付属牧師チャールズ・B・ボイントン (Charles B. Boynton, 1806-1883) は同教会の教区長であり、南北の対立時において、彼は連邦制を支持し、奴隷制に反対していた。